

【一般補助】

東日本大震災に伴う配分上の配慮

趣旨：東日本大震災の発生に伴い平成26年度に講じた様々な配慮事項について、現状を踏まえつつ、取扱いを継続
ただし、「震災の影響による学生数の取扱い」について、対象地域を特定被災区域から被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）に変更

1. 設置している学部等の収容定員充足率が50%以下の場合でも不交付としない特例（取扱要領 4(9)イ③a）の対象地域の変更

【参考】（取扱要領 4(9)イ③a）

学部等が設置されている地域が災害を受ける等、特殊な事情があるもの

現行：東日本大震災による特定被災区域

見直し：東日本大震災による被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）

2. 収容定員充足率による増減率についての東日本大震災に関する特例（配分基準 別表2（注6））の対象地域の変更

【参考】（配分基準 別表2（注6））

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」
第2条第3項に定める「特定被災区域」に所在する学部等の在籍学生数が定員に満たない場合、平成22年度の増減率を下限とする

現行：東日本大震災による特定被災区域

見直し：東日本大震災による被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）

3. 学生のボランティア活動に関する取扱い

震災に係るボランティア活動に伴う休学により、修業年限を越えて在籍している学生について、増減率の算定上不利とならないよう取扱う
（配分基準 別表2（注13））

4. 就職困難な学生に関する取扱い

卒業要件を満たしながらも就職できなかった者で卒業延期が認められた学生について、補助金算定上不利とならないよう取扱う
（配分基準 別表2（注12））

5. 寄付金（震災義援金）支出に関する取扱い

3千万を超える寄付金支出は原則として補助金基準額から減額することとなるが、震災関係の義援金としての支出分は例外扱いとする
（配分基準 V4）